

平成25年2月28日

長崎県対馬市教育委員会

仏像盗難にかかる韓国大田地裁の仮処分に対する公式見解

対馬市豊玉町小綱・観音寺の『観世音菩薩坐像』は、窃盗によって不当に流出した貴重な文化財で、長崎県指定の有形文化財にもなっています。また何世代にもわたり、寺の『ご本尊様』として大切に保管され、祭られてきた地域の宝であり、信仰の拠^より所^{どころ}でもあります。卑劣な犯罪行為によって奪われたことで、所有者をはじめ地域、対馬市民が深い悲しみに覆われています。峰町木坂・海神神社の『銅造如来立像』、厳原町豆碓・多久頭魂神社の『大蔵経』についても同様ですが、一刻も早く対馬、所有者のもとに戻ってくることを切に望みます。

中世、室町時代に朝鮮王朝は西日本の豪族と交易をおこなっており、対馬でも朝鮮から大蔵経などの仏教文物がたびたび請来されていました。李王朝が成立した14世紀以降の朝鮮半島における苛^{かれつ}烈^{はいせき}な仏教排斥という背景も加味すると、廃棄された後に取得したか、観音寺の『観世音菩薩坐像』もこうした仏教の普及に関わる交流や、仏教工芸品の隆盛による交易などによってもたらされたものではないかと考えられます。

今回、犯罪によって奪われた『観世音菩薩坐像』をはじめとする文化財が国際法に基づき、適切にまた早急に戻るよう強く願います。